

平成27年12月4日（金曜日）

美里町議会議員の政治倫理に関する条例の
制定を求める請願の審査特別委員会会議録

（第1号）

美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願の審査特別委員会会議録（第１号）

平成２７年１２月４日（金曜日）

出席委員（１４名）

委員長 平 吹 俊 雄 君

副委員長 我 妻 薫 君

委員 千 葉 一 男 君

藤 田 洋 一 君

櫻 井 功 紀 君

鈴 木 宏 通 君

吉 田 二 郎 君

佐 野 善 弘 君

福 田 淑 子 君

柳 田 政 喜 君

大 橋 昭太郎 君

橋 本 四 郎 君

山 岸 三 男 君

前 原 吉 宏 君

欠席委員（なし）

議長 吉 田 眞 悦 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 吉 田 泉 君

事 務 局 次 長 佐 藤 俊 幸 君

主幹兼議事調査係長 相 澤 正 典 君

平成２７年１２月４日（金曜日） 午前９時３０分 開会

第 １ 請願第１号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願について

本日の会議に付した事件

第 １ 請願第１号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願について

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長（平吹俊雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願の審査特別委員会を開きます。

それでは座らせて進めさせていただきます。

委員会審査報告書案につきましては、本日、皆さまに配付いたしております。

ただいまの出席委員14名でありますので、本特別委員会は成立しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 請願第 1 号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願
について

○委員長（平吹俊雄君） 日程第 1 請願第 1 号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願についてを議題といたします。

本日の会議は、11月16日に開催された本特別委員会におきまして、委員会審査報告書に意見を付記することとしたことから委員会審査報告書案をお示しし、それについて御協議をすることとしておりました。

本日、お届けしております委員会審査報告書（案）の付記事項について御説明させていただきます。

皆さまにお手元に示した中で付記事項から説明したいと思います。

（審査経過）

付託された請願第1号について、審査を行った。

紹介議員から趣旨説明を受け、質疑の中で、この請願は議会基本条例を早期に制定させるためのものであることが確認された。

主な意見・討論は以下のとおりである。

（意見）

- 目的は議会基本条例をつくるためとの説明があったが、議会基本条例ができないということが果たして政治家の行動規範に反するものか疑問。本請願の要旨・理由・説明から本来の政治倫理を求めているものとは理解できない。
- 議会基本条例をつくるのを早めるための戦略的目的があるとの説明だが、本来の請願の要旨としては当てはまらないと考える。

- 「議会基本条例制定に向け、前向きに検討すべきものと望む」と書いてあるのに、まずは議会基本条例より最初に議会議員の政治倫理条例の制定を求めるという文章はつながらず理解ができない。今後、議会基本条例の審議の中で議員の倫理についても協議され则认为。議会基本条例も項目に設けて、分科会で順序に従って協議することが確認されている。
- 議会基本条例をつくる前提でこの倫理条例を出していると言った覚えはない。本気になって議会基本条例をつくろうとする意欲があるかどうか疑問を持っている。

（討論）

- 請願の要旨、理由にも明らかな請願の目的が見受けられない。
議会基本条例が進んでいないと言われるが、この請願を受けて協議を進めるとなれば逆に議会基本条例のほうに協議に入れない状況になる。
- 「選挙公報」に書いてある内容を行えないことは倫理に反する。また、町民に約束したことを守り実行していく意欲こそ議員は持つべきで、議会基本条例が進まないのは倫理観がないからだと言断できる。

以上のとおりであります。

ただいまより、委員会審査報告書案について委員各位の御意見をいただきたいと思ひます。

御意見ありませんか。御意見がないようですので意見なしと認めます。

お諮りいたします。委員会審査報告書については案としてお示しした内容で議長に報告することとしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（平吹俊雄君） 御異議なしと認めます。

（「すみません」の声あり）

- 委員長（平吹俊雄君） はい、橋本委員。
- 10番（橋本四郎君） 反対。
- 委員長（平吹俊雄君） はい、橋本委員、反対ですね。

内容・・・、採決でありませぬので。

- 10番（橋本四郎君） 反対の趣旨を申し上げたいと思ひて、意見を。

（「だったら意見を言わなきゃならない」の声あり）

- 委員長（平吹俊雄君） ご異議なしと認めます。よって委員会審査報告書については案としてお示し・・・。異議なしと・・・。

休憩いたします。

午前 9時36分 休憩

午前 9時45分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

ただいま、橋本四郎委員より異議ありと・・・、反対というありました。従いまして委員会審査報告書については案としてお示した内容で議長に報告することに賛成の諸君の挙手を求めます・・・。

休憩いたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時47分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会審査報告書については案としてお示した内容で議長に報告することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「なし」の声あり）異議なしと認めます。よって委員会審査報告書については案としてお示した内容で議長に報告することに決しました。これをもって本特別委員会に付託された議案の審査は終了いたします。

以上をもちまして美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願の審査特別委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午前 9時48分 散会

上記会議の経過は、事務局長吉田 泉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

委 員 長